

## ○老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

平成31年4月25日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、適正に管理されていない老朽危険家屋等を除却する工事を行う者に対し老朽危険家屋等除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険家屋等 周辺住環境等を悪化させ放置されている木造若しくは軽量鉄骨造の居住の用に供されていた建築物又はその部分で、居住その他の使用をしていないことが常態であるもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表において、合計点数が100点以上に相当するもの

イ その他市長が除却の必要があると認める建築物

(2) 申請者 老朽危険家屋等の所有者若しくは所有者の相続人関係者等であって、補助金の交付を受けて除却工事を行おうとするものをいう。

(3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる老朽危険家屋等は、市内事業者（市内に本店、支店等の事業所を有する事業者、又は市内の個人事業者）が除却工事を行うもので、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。ただし、市長が特段の事情があると認めて対象とした建築物はこの限りでない。

(1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物（権利を有するものから承諾を得たものを除く。）

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物

(3) 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物

(4) 複数人の共有である場合に、除却について当該共有者全員の同意を得ている建築物。ただし、正当な理由で同意を得ることが困難な場合に、当該申請者から紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）の提出があったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 市税等の滞納者

(3) 法人

(4) 補助を受ける目的で故意に破損させたと市長が認めた者

3 補助金の交付は、同一敷地において1回限りとし、敷地内に老朽危険家屋等が複数存在する場合は、その全てを除却するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めた場合を除く。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象となる経費の額の2分の1の額とし、50万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（令6.3.14・一部改正）

（事前調査）

第5条 申請者は、建築物事前調査申込書（様式第2号）を提出し、市が実施する事前調査により建築物の不良度等の判定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、現地調査を行い、その結果を建築物事前調査結果報告書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の申請等）

第6条 申請者は、事業に着手する前に老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施（変更）計画書（様式第5号）

- (2) 建築物の全部事項証明書及び固定資産税名寄帳兼課税台帳（写し）
- (3) 老朽危険家屋等の解体工事見積書（写し）
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) 戸籍謄本等、所有者と申請人の関係が分かるもの（老朽危険家屋等の所有者等の死亡の場合）
- (7) 市税等を滞納していないことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その審査をし、相当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付変更申請書（様式第7号）に実施（変更）計画書（様式第5号）並びに前条第1項第2号に定める書類及び変更しようとする内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を相当と認めるときは、老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（令6. 3. 14・一部改正）

（事業の着手）

第8条 事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 申請者は、補助金交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとする場合は、老朽危険家屋等除却促進事業補助事業中止（廃止）通知書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が前項の老朽危険家屋等除却促進事業補助事業中止（廃止）通知書（様式第9号）を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第10条 申請者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い日までに、老朽危険家屋等除却促進事業完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（1） 請負契約書の写し

（2） 請求書又は領収書の写し（除却工事を行った者が発行したものとし、請求書の場合は後日領収書を提出するものとする。）

（3） 工事写真（施工前及び施工後）

（4） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、老朽危険家屋等除却促進事業補助金確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するときは、補助金返還命令書（様式第14号）をもって交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、令和元年度から令和8年度までの補助金について適用する。

(令6. 3. 14・全改)

附 則 (令和4年2月9日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の本要綱の規定は、同日以後の申請その他の手続について適用する。

附 則 (令和6年3月14日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に提出のあった建築物事前調査申込書に係る事前調査における建築物の不良度等の判定（以下「判定」という。）から適用し、同日前に提出のあった建築物事前調査申込書に係る事前調査における判定については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

(令7. 3. 31・一部改正)

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
2 構造の腐朽又は破損の程度	(3) 床	ア 根太落ちがあるもの	10
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15
	(4) 基礎、土台、柱又は	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの	25

		はり 梁	等小修理を要するもの		
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(5) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(6) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものの又は軒の垂れ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	(7) 外壁	ア 延焼の恐れのある外壁があるもの	10	
			イ 延焼の恐れのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(8) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	(9) 雨水	雨樋がないもの	10	
5	地域への影響		外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下	25	

	する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	
	行政区からの要望があるもの	25
	景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	15